

00983

毎週火、金曜日発行（但休日にかぎるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 教育職員免許状の授与
米飯提供業者の登録
米穀とう精業者の登録
小売販売業者内の臨時業者登録
小売販売業者甲の臨時業者登録
完全給食実施の承認
土地改良事業計画の縦覧
基本測量の実施
豚コレラ予防注射の実施
牛流行性感冒予防注射等の実施
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
速度制限
- ◇公安告示 速度制限の一部改正
- ◇正誤 昭和三十二年六月鳥取県告示第二百六十七号中訂正
昭和三十二年六月鳥取県告示第二百八十一号中訂正

告示

鳥取県告示第二百九十二号

次の者に対し教育職員免許状を授与した。

昭和三十二年六月二十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

免許状の種類	番号	氏名	本籍地	授与年月日
幼稚園助教諭免許状	昭三二幼助第二号	藤井幸子	倉吉市大正町	昭和三十一年六月十五日
"	昭三二幼助第三号	渡辺温恵	"	"
"	昭三二幼助第四号	名越悦子	住吉町	"

鳥取県告示第二百九十三号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四の規定に基き、次のとおり米飯提供業者の登録をした。

00985

昭和三十二年六月二十一日
鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 七二九
氏名 港 ハナ子
名称又は屋号 司旅館
住所 米子市皆生一、七五〇の六七
営業所の所在地 住所に同じ

鳥取県告示第二百九十四号
食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）
第三十五条第一項の規定に基き次のとおりとう精業者の登録をした。

昭和三十二年六月二十一日
鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 第三二六号 第三二七号
氏名 小野 智恵 田原 広治
工場の所在地 日野郡石見村上石見 鳥取市賀露町一、〇八六の一

鳥取県告示第二百九十五号
食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）
第三十二条の二の規定により昭和三十三年六月一日次のとおり小売販売業者丙の臨時業者登録をした。

昭和三十三年六月二十一日
鳥取県知事 遠 藤 茂

一 登録した業者
登録番号 第二十一号
氏名 田原 広治
営業所所在地 鳥取市賀露町一、〇八六の一

二 廃業した業者
登録番号 第一号
名称 鳥取米穀企業組合賀露販売所営業所
営業所所在地 鳥取市賀露町一、〇八六の一

鳥取県告示第二百九十七号
食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）
第二十二條の二第二項の規定に基き、昭和三十三年六月

00985

一日次のとおり小売販売業者甲の臨時業者登録をした。
昭和三十三年六月二十一日
鳥取県知事 遠 藤 茂

一 登録した業者
登録番号 第三八七号 第三八八号
氏名 小野 智恵 田原 広治
営業所所在地 日野郡石見村上石見 鳥取市賀露町一、〇八六の一
事業区域 石見村 鳥取市第十四
二 廃業した業者
登録番号 第三八三号 第五九号

氏名又は名称 伊田 長朝 鳥取米穀企業組合賀露販売所
営業所所在地 日野郡石見村上石見 鳥取市賀露町一、〇八六の一

鳥取県告示第二百九十八号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）に基き完全給食の実施を次のとおり承認した。

昭和三十三年六月二十一日
鳥取県知事 遠 藤 茂

施設名称	錦織眼科医院
所在地	米子市東町九一
施設全部	施設全部
承認年月日	昭和三十三年六月一日
承認番号	食第二十五号

鳥取県告示第二百九十九号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七条第一項の規定により、鳥取市百谷谷口頼男ほか十四人の者

から大沢池土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように

縦覧に供する。

昭和三十三年六月二十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧の期間

昭和三十三年六月二十二日から同年七月十一日

三 縦覧の場所 鳥取市役所

四 異議の申立

利害関係人において、公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもって知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百号

次のとおり基本測量を実施する旨建設省地理調査所長から通知をうけた。

昭和三十三年六月二十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 作業種類 基本測量(一等磁気測量)

二 作業地域及び作業期間

鳥取県倉吉市 七月十日から七月二十日まで

鳥取県告示第三百一号

次のように豚コレラ予防注射を実施するから家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定により豚の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十三年六月二十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚 ただし生後四十日及び分娩前後一箇月以内のものを除く

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

豚コレラ予防液皮下注射

別表

実施期日	実施区域	実施場所
七月十五日	気高郡気高町旧浜村	同上
十六日	旧宝木	"
十七日	"	"
十八日	"	"
十九日	旧酒津	"
二十日	旧逢坂	"
二十一日	旧瑞穂	"
二十二日	"	"
二十三日	鹿野町旧鹿野	"
二十四日	旧勝谷	"
二十五日	青谷町旧青谷	"
二十六日	"	"
二十七日	"	"

鳥取県告示第三百二号

次のように牛の流行性感冒並びに馬流行性脳炎予防注射を実施するから家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定により牛及び馬の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十三年六月二十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 牛の流行性感冒並びに馬流行性脳炎予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛の流行性感冒予防注射……牛ただし分娩前後一箇月以内、生後三箇月に満たないものは除く。

馬流行性脳炎予防注射 馬ただし生後三箇月以内、分娩後一箇月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり
 五 検査及び注射駆除の方法
 牛の流行性感冒及び馬流行性脳炎予防液の皮下注射た

だし牛の流行性感冒予防注射は二回注射、馬についで
 は補強注射とする。

別表	実施の期日		実施区域	実施場所	備考
	第一回	第二回			
	七月八日	七月十二日	岸本町(大幡)	同上	牛の流行性感冒予防注射 馬流行性脳炎予防注射
	七月九日	七月十三日	西伯町(上長田)		
	十日	十五日	岸本町(幡郷)		
	十日	十五日	西伯町(東長田)		
	十一日	十六日	法勝寺		
	十六日	二十二日	岸本町(幡郷)		
	十七日	二十二日	西伯町(大國)		
	十八日	二十三日	米子市(五千石)		
	十九日	二十四日	会見町(賀野)		
	二十五日	二十九日	西伯町(天津)		

	三十一日	八月五日	会見町(手間)		
	三十一日	五日	米子市(成実)		
	八月一日	六日	日吉津村		
	一日	六日	(巖)		
	十二日	十六日	(尙徳)		
	十三日	十七日	米子市(夜見、富益、崎津、彦名)		牛の流行性感冒予防注射
	十五日	十九日	(大篠津、和田)		
	二十日	二十三日	境港市(外江、渡)		
	二十日	二十三日	(上道、中浜、余子)		
	二十二日	二十六日	米子市(勝田、加茂福生、福米)		牛の流行性感冒予防注射 馬流行性脳炎予防注射
	二十七日	三十一日	伯仙町(大高)		牛の流行性感冒予防注射
	二十六日	三十一日	岸本町(八郷)		
	二十七日	三十一日	伯仙町(泉)		

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十号
臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年六月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 米原 稜

- 一日 時 昭和三十三年六月二十一日午前十一時
- 一場 所 鳥取県教育委員会会議室
- 一 議 題 1 給与改定について
2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）第十条の規定により次のとおり速度を制限する。

昭和三十三年六月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

制限の場所	区間	制限速度 (毎時)
県道米子境線境港市上道町四七六番地地先から同町七二三番地地先までの間	五八〇メートル	三十

鳥取県公安委員会告示第五号

昭和三十年九月鳥取県公安委員会告示第十二号（道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）第十条の規定による速度制限について）の一部を次のとおり改正する。

昭和三十三年六月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

県道米子境線 境港市上道町一、七九七番地地先から同市松ケ枝町三番地地先までの間	八〇〇 "	二〇 "
県道渡境停車場線 境港市外江町一、六八四番地地先から同地内三、四一四番地地先までの間	八〇〇 "	二〇 "
県道渡境停車場線 境港市渡町二、三、四番地地先から同地内五番地地先までの間	二〇〇 "	二〇 "

を

県道米子境線 境港市上道町一、七九七番地地先から同市松ケ枝町二番地地先までの間	五八〇 "	二五 "
県道渡境停車場線 境港市外江町一、六八四番地地先から同町三、四一四番地地先までの間	八〇〇 "	二五 "
県道渡境停車場線 境港市渡町二、三、四番地地先から同町六五番地地先までの間	二〇〇 "	二五 "

に改める。

正 誤

昭和三十三年六月四日鳥取県告示第二百六十七号中誤植があるのとおり訂正する

二頁 土地所有者欄中

誤

羽田 廉翼知

正

羽田 廉翼知

昭和三十三年六月十四日鳥取県告示第二百八十一号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 行 段

三 二 八 四、町 誤

四、七、〇〇〇

四、町 正

〇、〇五〇〇